

大会宣言

全国港湾は2023年9月20日から21日の二日間に亘り、シーパレス日港福(豊橋市)に於いて第16回定期大会を開催した。

大会は22年度の産別運動の総括にたつて、23年度運動方針・23年秋年末闘争の具体的活動方針、新年度取り組みの前進を図る産別ストライキ権の確立について満場一致で採択した。

このなかで、我々全国港湾は先ず岸田政権による戦前の「翼賛体制」にも似た危機的政治状況に鑑み、世論と立憲主義にたつた友誼団体と一体となってこの悪政を産別運動として打破しなければならない。特に、軍拡のための政府税制調査会(首相諮問機関)は、社会保険料上乘せと扶養控除縮小等に続き、退職金増税まで打ち出してきたことは到底看過できるものではない。この岸田政権は、軍拡することで我々国民の生命を脅かすだけでなく様々な社会的な国民の権利、社会保障制度をはじめ更なる増税で以て国民の生活を奪おうとしている。

また、本年6月にみた我々の職場である石垣新港地区に於ける所謂PAC3を勝手に配備したことをみればそのことは一目瞭然である。我々の職場は既に戦場と化したといえる。このような国民の生命・生活を脅かす政権に対して我々は断固たる決意で以て対峙しなければならない。

そして、23秋年末闘争では全国港湾の方針にたつて山積する労使継続協議課題解決に向けた取り組み、我々の雇用・職域確保拡大にたつた様々な課題が存在する各行政行動やユーザー行動について直ちに取り組みなければならない。いま我々はまさに通年闘争の真っただ中におかれている。

特に、港湾労働の自動化・機械化反対の取り組みと併せてRTG遠隔操作に関する労使確認書の完全履行といった取り組みは港湾労働運動の根幹的取り組みであり、今まさに我々の団結力が問われている。同時にITF、ILWU、ILA等の国際組織運動にみる「合理化反対」の世界的大同団結の呼びかけに対し我々全国港湾も呼応しなければならない。

そのうえで、24春闘を取り組むにあたり来年2月に開催する第16回中央委員会に向けた更なる取り組み強化策、23運動方針の補強を講じることで24春闘方針案の策定を全体で確認し23港湾春闘以上の取り組みを組織しなければならない。

- 以上をふまえ、第16回定期大会は以下の事柄について宣言する。
- 第一に、立憲主義にたつた各友誼団体との団結を更に深める。
 - 第二に、港湾労働の自動化・機械化については反対の取り組みを基本とし、ITFをはじめとした国際連帯のなかで強化を図る。
 - 第三に、港運中小労使を中心とした大幅賃上げと適正料金確保の取り組み強化を図る。
 - 第四に、山積する諸課題の前進解決と産別労使協議体制の強化を図り、「魅力ある港湾労働」の確立を図る。
 - 第五に、安心・安全な港と職場を取り戻し、港湾労働者の安全・安心の向上に向けたあらゆる取り組みを強化する。

以上宣言する。
2023年9月21日
全国港湾労働組合連合会 第16回定期大会

おれー随筆

どうする家康①

NHK大河ドラマ「どうする家康」を毎週欠かさず拝聴していますが、先日ふと思いつき家康ゆかりの地を巡る旅を豊橋のシーパレスを起点として土日の1泊2日の旅行で、小牧・長久手の合戦跡、長篠城址、設楽原決戦跡と巡ってきました。(外池ナレーション) 皆さんこんにちは、教宣部員の藤木です。とうとうリレー随筆で私の番になったのでどうしようと考えて大河ドラマにあやかり、小牧城と長篠城跡に行くことになり、一人では寂しいので教



宣部長を(調略?) そのおかしな一歩に行きました。まずは、小牧城へ大河ドラマでも説明していましたが、織田信雄・徳川家康VS羽柴軍で徳川方は、小牧城を改築して堀を深くして対戦を整えましたが、今はそれほどの堀が残っていませんでした。とりあえず頂上の資料館へ行き一番上の階から辺りを見回したのですが、説明書きはあるものによくわかりませんでした。年寄りふたりは、暑さのシパレスへ行き、食事をとり風呂に入ったあとぐつたり来てその日は寝てしまいました。

この日は、長篠城跡へ、ここは存じの通り、鳥居がごだと資料館の屋上から探すとほるか向こうに見えるので、それだけで疲れてしまいました。どうする家康? で句の今、色々と回れる満載な、愛知県と静岡県、もう少し涼しくなつたところでシーパレスに宿泊しながらゆっくりの観光などいいので、ちなみにシーパレスから


強石衛門(とりいすねえもん)が城の窮地を家康に伝えるため、武田方に囲まれた中を抜け出し、帰りに武田方につかまり武田方から「褒美をやるから、助けは来ないと言え」と強要されましたが、それを拒んだ結果、武田方から磔にされ最期を遂げて味方を助けたという逸話が残っています。

そして、そこから4キロほど離れたところに設楽原の合戦資料館があるのでそちらに移動、そこへいくまで迷いましたが無事到着、資料館の内外を徘徊しました。



この日も暑い日ですぐにばてしてしまう始末、古戦場はごごとと資料館の屋上から探すとほるか向こうに見えるので、それだけで疲れてしまいました。どうする家康? で句の今、色々と回れる満載な、愛知県と静岡県、もう少し涼しくなつたところでシーパレスに宿泊しながらゆっくりの観光などいいので、ちなみにシーパレスから

こくみん共済

全国労働者共済生活協同組合連合会 

第10章「安全・衛生・職業訓練・福利厚生」の安全専門委員会(45条)と安全パトロール(46条)を読み直しました。今回は、危険物荷役の問題について取り決めていたことを紹介していきます。

第47条です。原文を紹介します。

第47条 危険物対策会議の設置

危険物の疑いのある貨物の輸出入に際しては、港運事業者、労働組合及び関係者間において、安全作業を行うための危険物対策会議を中央、地域において設置する。

この協定は、1981年に締結したものです。この時期にアメリカ・カナダ産青果物がEDB(エチレン・テブロマイド)という薬品で燻蒸処理されて輸入されてきたという問題がありました。果物や野菜を好む害虫とされるミバエ(実蠅)を燻蒸し除去するにはEDBが有効とされ、かなり以前から、この方法がとられていたのですが、アメリカ医学会や医療・化学研究者からはEDBには発がん性があり、変異原生物質で有害であることが証明され、アメリカは1983年にEDBの使用禁止、或いは使用規制(基準値設定)を行いました。

港湾産別協定

47

～安全専門委員会～

こうした時代背景の中で日本の果物輸入・燻蒸処理に際して規制を設けることが進むわけですが、荷役作業に当たっての規制がないことが問題になりました。残念ながら、消費者の安全の視点はあっても輸入後に最初

に手に触れる港湾労働者の安全の視点がなかったわけです。今でいえば、石綿や放射線量検査の被害と似たような感があります。

そこで、EDB燻蒸処理に拘わらず、危険物荷役にあたつては労使と関係者間の対策会議を設けることが確認されました。そして、先に紹介した第47条の危険物対策会議の設置と同じ日に「米国加州産EDB燻蒸処理青果物荷役に関する協定

書」が締結されます。この協定は港湾労使(日港協・全国港湾)とともに、港湾防災(港湾貨物運送事業労働災害防止協会と日本青果物輸入運営協議会)の四者が署名しています。まさに労使と関係者の協定ですから、第47条の規定そのものです。EDBの問題を教訓に第47条が締結されたのかもしれませんが、EDBに係る協定書は本船入港前5日前までの連絡、残留濃度0.13PPM以下(積出港の公共機関の証明付き)を前提として、防護マスクの着用や薬を服用中の方は作業しないなど厳しい制約が付けられており、付属確認書として厚生省(当時)や植物防疫所など関係官庁の安全宣言が出された時点において荷役を開始する」としており、幾重もの安全規制が設けられています。

また、同趣旨の協定に「PNCB船積み、船卸しにおける安全基準に関する確認書(1985年)」があります。PNCBはパラトクログリンで染料の中間体に広く利用されているのです。はしけ荷役の時代の荷姿は25kgの紙袋が多く、紙袋が破れて触れると「ヒリヒリする」とか、作業を続けていると「吐き気・嘔吐」の症状が出て、中毒となり即入院となります。また、作業を終えて帰宅途中に飲酒して意識を失うとか、めまいで座り込んでしまったという事例もありました。こうした事例を受け止め、荷姿は金属ドラムその梱包はパレットサイズでラベルの表示は危険物船舶運送及び貯蔵規則に定められたものを2面に貼付すると詳細に規定されています。荷役に当たっては作業計画、保護員の徹底、取り扱い要綱の厳正順守など厳格です。

コンテナ化によって、危険物輸送の対応に大きな変化が生まれました。例えば、海上輸送中は「危険物扱い」だが日本に入ってきた陸上運送となる「一般貨物になる」とかの例があるように、日本の消防・厚生行政に規定する「危険物概念」と「国際条約上の危険物概念」が整合していないという問題があります。科学的発展とともに「危険物」が増えるという矛盾した現象が起こります(原発汚染水はその典型でしょう)。

現在中央では第47条の危険物対策会議は常設機関としてはありません。危険・安全の課題の度に中央労使安全専門委員会がその対策と役割を果たしていると言えます。今回は、コンテナ船作業の安全の問題第48条に進みます。